

# 津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月31日(火) 午後2時20分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(10人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	4番	佐野多希子
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	7番	山田伸二
	8番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(1名) 9番 西原芳明

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第21号 農地適正化あっせんの結果について
- 第5 報告第22号 賃貸借の合意による解約について
- 第6 報告第23号 農地法第5条の規定による届出について
- 第7 報告第24号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
- 第8 議案第28号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	横山智
主査	松木美由紀
主任	平塚恭輔

## 7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、ただ今から平成29年第9回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：現地研修会に続きまして第9回の農業委員会総会におきまして、何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。早いもので10月も今日で終わりとのことですが、今年の秋の収穫作業は比較的順調に進んできた訳ですが、台風によりデントコーンが倒れまた、この間の大雪ということでこれからビートの収穫、豆も残っていると思います。なかなか大変だと思いますけれどもなんとか農作業に注意されて作業を進めていただきたいと思います。また、衆議院選挙も終わりまして自民党の大勝ということで終わりましたけれども政府には、農家の現場の声を反映した政策を是非、実現していただきたいと思います。それでは、今日の議案慎重審議していただき、執り進めて参りたいと思いますのでよろしく願い申し上げます。

議長：ただいまの出席委員は、9名であります。

過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、8番 石橋委員、10番 巴委員を指名します。

議長：日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議 長：日程第4 報告第21号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第21-1号農地移動適正化あっせんの結果につきまして、ご説明いたします。

あっせん委員は、石橋農地部会長、田原委員、近藤委員、山田委員です。

1 あっせん日 平成29年10月18日（あっせん回数 1回）

2 内 容 売 買

3 農地の内訳

【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】

農地の所在 達美131番2外4筆、地目 畑、面積合計 48,095㎡、  
売買価格 ●●●●●●●円で10a当りは、作付面積 45,216㎡に対し  
●●●●円です。

あっせん結果につきましては、あっせん日の10月18日をもって、あっせん成立となりました。

続きまして、報告第21-2号農地移動適正化あっせんの結果につきまして、ご説明いたします。

あっせん委員は、石橋農地部会長、迫田委員、嶋田委員です。

1 あっせん日 平成29年10月18日（あっせん回数 1回）

2 内 容 売 買

【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】

農地の所在 大昭56番4外11筆、地目 記載のとおり、面積合計 58,241㎡、  
売買価格 ●●●●●●●円で10a当りは、作付面積で国道側7筆  
18,608㎡ ●●●●●●●円 中間3筆 20,000㎡ ●●●●●●●円 山側2筆  
16,303㎡ ●●●●●●●円です。

あっせん結果につきましては、あっせん日の10月18日をもって、あっせん成立となりました。

続きまして、報告第21-3号農地移動適正化あっせんの結果につきまして、ご説明いたします。

あっせん委員は、石橋農地部会長、巴委員、佐野委員、細川委員です。

1 あっせん日 平成29年10月18日（あっせん回数 1回）

2 内 容 売 買

【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】

農地の所在 高台114番1外2筆、地目 畑、面積合計 26,720㎡、  
売買価格 ●●●●●●円で10a当りは、●●●●円です。

あっせん結果につきましては、あっせん日の10月18日をもって、あっせん成立となりました。

位置図につきましては、次のページ以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第21号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第21号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第5 報告第22号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第22号賃貸借の合意による解約について、ご説明いたします。

今回の案件は、4件であります。議案書をご覧ください。

番号12番【貸主及び借主住所氏名説明】合意解約する土地の表示等 所在 高台114番1、地目 畑、面積24,506㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成25年3月1日、終期 平成29年11月30日、全契約地 24,506㎡、合意解約の合意が成立した日 平成29年9月11日です。

番号13番【貸主及び借主住所氏名説明】合意解約する土地の表示等 所在 美都196番1外2筆、地目 畑、面積合計 15,955㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成27年4月23日、終期 平成31年11月30日、全契約地 15,955㎡、合意解約の合意が成立した日 平成29年10月16日です。

【山田委員着席】

番号14番【貸主及び借主住所氏名説明】合意解約する土地の表示等 所在 達美131番2外4筆、地目 畑、面積合計 48,095㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成29年1月1日、終期 平成31年11月30日、全契約地 48,095㎡、合意解約の合意が成立した日 平成29年10月18日です。

番号15番【貸主及び借主住所氏名説明】合意解約する土地の表示等 所在 大昭56番4外10筆、地目 記載のとおり、面積合計 58,132㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成28年12月1日、終期 平成31年11月30日、全契約地 58,132㎡、合意解約の合意が成立した日 平成29年10月16日です。

12番は、賃貸人が売買を希望しましたが、賃借人に購入の意思はなく、合意により解約することとなりました。14番、15番につきましては、先ほど報告いたしました、あっせんに伴う解約でございます。

位置図につきましては、次のページ以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第22号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

巴 委員：10番 巴

議 長：10番 巴委員

巴 委員：●●さんと●●さんについては、春に合意解約及び売買をしていたと思っております。

議 長：事務局説明願います。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：こちらは先に売買した場所と別の場所です。先に売買したのは●●さんの住宅周りで今回は道路向かいの元、田んぼだったところでございます。●●さんより作付しても収穫が悪いとのことで●●さんと協議のうえ、今回の解約となりました。

巴 委員：それではまた、誰か借り手を探さなければいけないということになりますか。

事 務 局：はい

議 長：巴委員よろしいですか。

巴 委員：はい

【山田委員退席】

議 長：他にありませんか。

【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第22号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第6 報告第23号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事 務 局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事 務 局：それでは、報告第23号農地法第5条の規定による届出についてご説明いたします。議案書をご覧ください。

届出案件は、2件で届けについては、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱指針」の通知に基づき、農地転用許可は不要となっておりますが、農作業等営農上の土地利用との調整を図る必要があるため報告いたします。

番号2番【貸主及び借主住所氏名説明】申請地 所在 最上312番1の内、公簿 牧場、現況 畑、面積 1,813㎡の内25㎡、契約種類 賃貸借、農振区分 農業振興区域（農用地区域外）、転用目的 電気通信設備（通信用アンテナの設置）、申請理由 該当付近における携帯電話サービスの品質向上を図る必要性が認められるため。（工期 H29.09.04～H29.10.06）です。

番号3番【貸主及び借主住所氏名説明】申請地 所在 木樋131番2の内、公簿 畑、現況 畑、面積 45,138㎡の内30㎡、契約種類 賃貸借、農振区分 農業振興区域（農用地区域外）、転用目的 電気通信設備（通信用アンテナの設置）

ナの設置)、申請理由 該当付近における携帯電話サービスの品質向上を図る必要性が認められるため。(工期 H29.09.28~H29.10.31) です。

位置図及び配置図につきましては、次のページ以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第23号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

嶋田委員：3番 嶋田

議 長：3番 嶋田委員

嶋田委員：2番の図面の面積は議案書の元地番なのに対して、3番の面積が違っている統一した方がよいのでは

議 長：事務局説明願います。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：●●●●●の図面の方の面積と議案書で説明した面積が違うので統一した方がいいとのご意見でよろしいでしょうか。

嶋田委員：はい

事務局：農地台帳システムの不具合によるものと思われます。図面の面積が誤りです。

議 長：嶋田委員よろしいでしょうか。

嶋田委員：はい

議 長：他にありませんか。

【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第23号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第7 報告第24号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第24号農地所有適格法人の要件確認結果の報告について、ご説明いたします。

「農地所有適格法人要件確認一覧」をご覧ください。今回報告されました法人は【法人の名称を読上げる】の2件です。  
今回報告されました案件につきましては、全ての項目において、記載のとおり要件を満たしていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。

議 長：報告が終わりました。  
報告第24号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。  
【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第24号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第8 議案第28号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第28号の農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。今回の案件は、賃貸借2件・所有権移転3件の申出がありました。議案書をご覧ください。

(賃貸借)

番号21番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 東岡247番1外3筆、地目 畑、面積合計 86,681㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成29年11月1日、終期 平成34年8月26日、借賃 ●●●●●円内訳は貸付料●●●●●円・農業公社諸経費●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借です。





議 長：質疑を終結します。  
これより議案第28号について採決します。  
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたします。

(14時50分)